

# 別府大学短期大学部学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 別府大学短期大学部(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、専門の学芸を教授研究するとともに、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成し、もって学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関して必要な事項は別に定める。

(情報の積極的な公表)

第2条の2 本学における教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって積極的に公表するものとする。

## 第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科、学生定員及びその目的)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

| 学科及び専攻課程 | 入学定員 | 収容定員 |
|----------|------|------|
| 食物栄養科    | 50   | 100  |
| 初等教育科    | 200  | 400  |

2 それぞれの科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

3 第15条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

4 第2項の規定にかかわらず、修業年限を超えて一定の期間にわたり在学することを申し出た者は、学長が在学を認めることができる。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。

(1年間の授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第8条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授

業を行うことができる。

(授業を行わない日)

第9条 学年中の授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - 三 春期休業日
  - 四 夏期休業日
  - 五 冬期休業日
- 2 前項第3号から第5号までの休業日の期間は、学年暦により定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項に定める休業日のほかに臨時の休業日を定め、又は第1項に定める休業日を授業実施日に変更することができる。

#### **第4章 入学、編入学、再入学、転入学、退学、 休学、復学、除籍、転学及び転科**

(入学の時期)

第10条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、外国人留学生・帰国子女は、後学期の始めに入学することができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。

(入学の出願)

第12条 本学に入学を出願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第15条 本学に編入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

(再入学・転入学)

第 15 条の 2 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 再入学、転入学に関する規程は別に定める。

(退学)

第 16 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 17 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 2 年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して 3 年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第 4 条第 2 項及び第 3 項の在学年限に算入しない。
- 4 休学の期間は、事由の発生した日時にかかわらず、次の学期の始めからとする。

(復学)

第 19 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学の時期は、学年の前期及び後期の始めとする。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第 4 条第 2 項及び第 3 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(転学)

第 21 条 学生が、他の大学に入学又は転学を志願するときは、予め学長の許可を受けなければならない。

(転科)

第 22 条 本学の学生で、学内の他学科に転科を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、審議の上、許可することがある。

- 2 転科に関する規程は別に定める。

## 第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目、授業の方法)

第 23 条 本学において開設する授業科目は、次のとおりとする。

教養科目及び専門科目

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 本学は、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 本学は、第 2 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様

なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 5 本学は、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第 2 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 6 授業科目の種類、単位数等は別表第 1 のとおりとする。

第 23 条の 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録できる単位数の上限については、規則で別に定める。

（教職・司書及び司書教諭に関する科目）

第 24 条 前条に定めるもののほか、教職・司書及び司書教諭に関する科目を置く。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表第 2、第 3、第 4 のとおりとする。

（単位の計算方法）

第 25 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、1 5 時間から 3 0 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、3 0 時間から 4 5 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
  - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

（単位の授与）

第 26 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、法令等によって別に定めのある場合を除いて、授業時数の 3 分の 2 以上出席しなければならない。

（学習の評価）

第 27 条 授業科目の試験等による成績は、0 点から 1 0 0 点の範囲において点数で評価し、点数を AA、A、B、C 及び F の 5 段階の評語で表す。

- 2 評語の AA、A、B 及び C を合格とし、F を不合格とする。
- 3 成績評価の基準は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 28 条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（第 59 条の規定により修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 31 条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学・転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 1 5 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項による単位の認定は、共通科目又は専門科目の単位とする。
- 5 単位の認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
- 6 入学前の既修得単位の認定に関する規定は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 29 条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により、当該他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位については、15 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 30 条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生が当該外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることがある。

2 前項の規定により、学生が履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、第29条第2項及び第31条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 31 条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第29条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第 32 条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別に定める履修規程により62単位以上を取得しなければならない。

(卒業)

第 33 条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し卒業証書を授与する。

(短期大学士の学位)

第 34 条 前条の規定により卒業を認められた者は、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

2 前項の学位の表記は、次のとおりとする。

食物栄養科 短期大学士 (栄養学)

初等教育科 短期大学士 (教育学)

(教育職員免許状の取得)

第 35 条 本学において、取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

| 学 科   | 免許状の種類(免許教科)                |
|-------|-----------------------------|
| 食物栄養科 | 中学校教諭二種免許状(家庭)<br>栄養教諭二種免許状 |
| 初等教育科 | 小学校教諭二種免許状<br>幼稚園教諭二種免許状    |

2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

(免許・資格の取得)

第 36 条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

| 学 科   | 取得できる免許・資格                                   |
|-------|--|
| 食物栄養科 | 栄養士免許証取得資格<br>司書資格<br>司書教諭資格<br>フードスペシャリスト資格 |
| 初等教育科 | 保育士資格<br>レクリエーション・インストラクター資格                 |

2 資格を取得しようとする者は、それぞれ別に定める所要単位を修得しなければならない。

(免許・資格の履修)

第 37 条 教育職員免許状及び資格の取得に関する規程は、それぞれ別に定める。

## 第 7 章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金

(入学検定料等の納入)

第 38 条 学生は、本学所定の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び教育研究料（以下「入学検定料等」という。）並びにその他の納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

(入学検定料等及びその他の納入金の額)

第 39 条 入学検定料等の額は、別表第 6 のとおりとする。

2 その他の納入金の額は、別に定める。

(授業料の納期等)

第 40 条 授業料は、第 6 条第 1 項に規定する学期に応じ、それぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を、次に掲げる納期までに納入するものとする。

前学期分 納期 4 月 20 日まで

後学期分 納期 9 月 30 日まで

2 前項の規定にかかわらず、前学期分の授業料の納期までに、当該年度の後学期分に係る授業料を併せて納入することができる。

3 入学検定料及び入学金並びにその他の納入金の納期は、別に定める。

4 施設設備費及び教育研究料は、授業料の前学期分の納期までに納入するものとする。

5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者は、申出により、授業料、施設設備費及び教育研究料（以下「授業料等」という。）並びに入学金の分納又は延納を認めることがある。

(退学、除籍及び停学期間の授業料等)

第 41 条 学期の途中で退学（懲戒による退学を含む。）し、又は除籍された者の当該学期分の授業料並びに当該年度分の施設設備費及び教育研究料は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学期間の授業料等)

第 42 条 休学期間中の授業料、施設設備費及び教育研究料は、免除する。

第 43 条 削除

(卒業延期者の授業料等)

第 44 条 卒業を延期する学生は、延期する学期分の授業料等を納入するものとする。

2 卒業を延期する学生は、当該年度の末日までに所定の授業料等を納入するものとする。納入がないときは、除籍することがある。

(納入した授業料等)

第 45 条 納入した入学検定料等は原則として返還しない。

## 第8章 教職員組織

(教職員組織)

第46条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員を置く。

- 2 本学に前項に規定するもののほか、副学長及び学長補佐を置き、その他必要な教職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統監する。

## 第9章 教授会

(教授会)

第47条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第48条 教授会は、学長及び本学の専任教員をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めた時は、教授会にその他の職員を加えることができる。

(その他)

第49条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

## 第10章 専攻科

(専攻科)

第50条 本学に専攻科を設け、次の専攻を置く。

福祉専攻  
初等教育専攻

(人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第51条 専攻科は、本学の卒業生又はそれと同等以上の学力のあるものに対して一層高度な知識を与え、かつ、自発的研究の能力及び態度を養うことを目的とする。

- 2 それぞれの専攻の人材養成に関する目的その他の教育研究の目的は別に定める。

(学生定員)

第52条 本学専攻科の入学定員は、次のとおりとする。

福祉専攻 35人  
初等教育専攻 10人

(修業年限)

第53条 本学専攻科の修業年限は次のとおりとする。

福祉専攻 1年  
初等教育専攻 2年

- 2 専攻科の学生は福祉専攻にあつては、2年を超えて、初等教育専攻にあつては、3年を超えて在学することはできない。

- 3 第2項の規定にかかわらず、修業年限を超えて一定の期間にわたり在学することを申し出た者は、学長が在学を認めることができる。

(入学資格)

第54条 本学専攻科に入学することができる者は、次の各項各号の一に該当する者とする。

1 福祉専攻

- 一 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第1項第1号の規定による保育士養成施設(以下、「保育士養成施設」という。)として指定を受けた短期大学又は大学を卒業した者

- 二 前号に規定する者以外で、保育士養成施設として指定を受けた学校その他の施設を卒業

し、学校教育法施行規則第155条第2項の規定により短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 初等教育専攻

- 一 短期大学において初等教育又は児童教育に関する学科専攻を卒業した者
- 二 前号に規定する者の他、大学又は短期大学を卒業し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭普通免許状を有する者

(開設授業科目及びその単位数)

第55条 本学専攻科で開設する授業科目の種類及びその単位数等は、別表第5のとおりとする。

(課程の修了等)

第56条 本学専攻科福祉専攻にあつては、修了及び介護福祉士の資格を取得するためには、学生は1年以上在学し、52単位以上を、初等教育専攻にあつては、学生は2年以上在学し、52単位以上を取得しなければならない。

また、初等教育専攻において教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の単位取得についての履修規程は、別に定める。
- 3 前項に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。
- 4 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する

(入学検定料等の諸納入金)

第57条 本学専攻科の入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金の金額は別表第7のとおりとする。

- 2 第53条第3項の規定により、修業年限を超えて在学を認められた者の授業料等の金額は、別に定める。

(その他)

第58条 本学専攻科に関し、本章に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## 第11章 科目等履修生・特別聴講学生・研究生・外国人留学生及び帰国子女

(科目等履修生)

第59条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。ただし、納入金の種類及び金額は、別表第8のとおりとする。

- 2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第60条 本学において、他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)との協議により、当該他の短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。ただし、納入金の種類及び金額は、別表第8のとおりとする。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第61条 本学において、特定の学科目について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。ただし、納入金の種類及び金額は、別表第8のとおりとする。

- 2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生及び帰国子女)

第62条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応



する学校における教育をいう。)を受けた者が本学に入学を志願するときは、選考の上、帰国子女として入学を許可することがある。

3 外国人留学生及び帰国子女に関して、必要な事項は別に定める。

## 第12章 賞 罰

(表彰)

第63条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲戒)

第64条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する規程は別に定める。

## 第13章 附属図書館及び附属幼児・児童教育研究センター

(附属図書館)

第65条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(附属幼児・児童教育研究センター等)

第66条 本学に附属幼児・児童教育研究センターを置く。

2 附属幼児・児童教育研究センターに関する規則は、別に定める。

3 第1項に掲げるもののほか、本学に教育研究上必要な研究所等を置き、当該研究所等に関する規程は別に定める。

## 第14章 厚生施設

(学生寮)

第67条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

(保健管理)

第68条 本学に医療室を設置し、校医・看護師・保健師を置き、職員及び学生の保健管理にあたる。

## 第15章 公開講座

(公開講座)

第69条 学校教育法第69条の定めるところにより、本学に公開講座を開設することができる。

## 第16章 その他

(雑則)

第70条 この学則に定めるもののほか学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和29年4月1日から施行する。(大学設置)

2. この学則は、昭和37年4月1日から施行する。(初等教育科増設、生活科入学定員変更)
3. この学則は、昭和39年4月1日から施行する。(英文科増設)
4. この学則は、昭和41年4月1日から施行する。(生活科、初等教育科入学定員変更)
5. この学則は、昭和42年4月1日から施行する。(初等教育科入学定員変更)
6. この学則は、昭和44年4月1日から施行する。(英文科を英語科に改称)
7. この学則は、昭和49年4月1日から施行する。(生活科入学定員変更)
8. この学則は、昭和50年4月1日から施行する。(商科を商経科に改称)
9. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
10. この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
11. この学則は、平成元年4月1日から施行する。(専攻科福祉専攻増設)

附 則

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。
2. 第2条に規定する学生定員は、平成2年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

| 学 科 名  | 年 度  |     | 平成2年度 |     | 平成3年度～<br>平成10年度 |     | 平成11年度 |     |
|--------|------|-----|-------|-----|------------------|-----|--------|-----|
|        | 入学定員 | 総定員 | 入学定員  | 総定員 | 入学定員             | 総定員 | 入学定員   | 総定員 |
| 商経科    | 100  | 150 | 100   | 200 | 50               | 150 |        |     |
| 生活科    |      |     |       |     |                  |     |        |     |
| 食物栄養専攻 | 100  | 200 | 100   | 200 | 100              | 200 |        |     |
| 生活文化専攻 | 50   | 100 | 50    | 100 | 50               | 100 |        |     |
| 初等教育科  | 150  | 300 | 150   | 300 | 150              | 300 |        |     |
| 英語科    | 50   | 80  | 50    | 100 | 30               | 80  |        |     |

附 則

1. この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第51条及び第52条別表第3については、平成3年度入学生から適用する。
2. 第2条の規定する学生定員は、平成3年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

| 学 科 名  | 年 度  |     | 平成3年度 |     | 平成4年度～<br>平成10年度 |     | 平成11年度 |     |
|--------|------|-----|-------|-----|------------------|-----|--------|-----|
|        | 入学定員 | 総定員 | 入学定員  | 総定員 | 入学定員             | 総定員 | 入学定員   | 総定員 |
| 商経科    | 100  | 200 | 100   | 200 | 50               | 150 |        |     |
| 生活科    |      |     |       |     |                  |     |        |     |
| 食物栄養専攻 | 100  | 200 | 100   | 200 | 100              | 200 |        |     |
| 生活文化専攻 | 80   | 130 | 80    | 160 | 50               | 130 |        |     |
| 初等教育科  | 150  | 300 | 150   | 300 | 150              | 300 |        |     |
| 英語科    | 50   | 100 | 50    | 100 | 30               | 80  |        |     |

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第32条については、平成3年9月18日から適用する。

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第22条、第23条、第31条、第35条及び第36条については平成4年度入学生から適用し、平成3年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

1. この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第23条(授業科目)、第24条(教職・司書・司書教諭及び秘書に関する科目)、第32条(卒業の要件)、第36条(免許・資格の取得)、第37条(免許・資格の履修)及び第38条・第57条(入学検定料等の諸納入金)については、平成5年度入学生から適用し、平成4年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

1. この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第23条(授業科目)、第24条(教職・司書・司書教諭及び秘書に関する科目)、第32条(卒業の要件)、第36条(免許・資格の取得)、第37条(免許・資格の履修)及び第38条・第57条(入学検定料等の諸納入金)については、平成6年度入学生から適用し、平成5年度以前の入学生については、従前の規定による。

2. 第3条の規定する学生定員は、平成6年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

なお、生活科生活文化専攻については、平成6年4月から学生の募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

| 年度<br>学科<br>及び<br>専攻課程名 | 平成6年度 |      | 平成7年度～<br>平成10年度 |      | 平成11年度 |      |
|-------------------------|-------|------|------------------|------|--------|------|
|                         | 入学定員  | 収容定員 | 入学定員             | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 |
| 商経科                     | 100   | 200  | 100              | 200  | 50     | 150  |
| 生活科                     |       |      |                  |      |        |      |
| 食物栄養専攻                  | 100   | 200  | 100              | 200  | 100    | 200  |
| 生活文化専攻                  | —     | 80   | (廃止)             | —    | —      | —    |
| 生活文化科                   | 80    | 80   | 80               | 160  | 50     | 130  |
| 初等教育科                   | 150   | 300  | 150              | 300  | 150    | 300  |
| 英語科                     | 50    | 100  | 50               | 100  | 30     | 80   |

附 則

1. この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第23条(授業科目)、第24条(教職・司書・司書教諭及び秘書に関する科目)、第32条(卒業の要件)、第36条(免許・資格の取得)、第37条(免許・資格の履修)及び第38条・第57条(入学検定料等の諸納入金)については、平成7年度入学生から適用し、平成6年度以前の入学生については、従前の規定による。

2. 第3条の規定する学生定員は、平成7年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

なお、生活科食物栄養専攻については、在学生の卒業を待って廃止する。

| 年度<br>学科<br>及び<br>専攻課程名 | 平成7年度 |      | 平成8年度～<br>平成10年度 |      | 平成11年度 |      |
|-------------------------|-------|------|------------------|------|--------|------|
|                         | 入学定員  | 収容定員 | 入学定員             | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 |

|        |      |     |      |     |     |     |
|--------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| 商経科    | 100  | 200 | 100  | 200 | 50  | 150 |
| 生活科    |      |     |      |     |     |     |
| 食物栄養専攻 | —    | 100 | (廃止) | —   | —   | —   |
| 食物栄養科  | 100  | 100 | 100  | 200 | 100 | 200 |
| 生活科    |      |     |      |     |     |     |
| 生活文化専攻 | (廃止) | —   | —    | —   | —   | —   |
| 生活文化科  | 80   | 160 | 80   | 160 | 50  | 130 |
| 初等教育科  | 150  | 300 | 150  | 300 | 150 | 300 |
| 英語科    | 50   | 100 | 50   | 100 | 30  | 80  |

附 則

1. この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。  
 2. 平成11年度の入学定員、収容定員については、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

| 年 度   | 平成11年度 |      |
|-------|--------|------|
|       | 入学定員   | 収容定員 |
| 商経科   | 100    | 200  |
| 食物栄養科 | 100    | 200  |
| 生活文化科 | 80     | 160  |
| 初等教育科 | 150    | 300  |
| 英語科   | 50     | 100  |

附 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別府大学短期大学部英語科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該科に在学する者が、当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。  
 2. 平成12年度から平成16年度までの入学定員、収容定員については、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

| 年 度 | 平成12年度 |      | 平成13年度 |      | 平成14年度 |      | 平成15年度 |      | 平成16年度 |      |
|-----|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
|     | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 |
| 学 科 |        |      |        |      |        |      |        |      |        |      |

|              |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 商経科          | 90  | 190 | 80  | 170 | 70  | 150 | 60  | 130 | 50  | 110 |
| 食物栄養科        | 100 | 200 | 100 | 200 | 100 | 200 | 100 | 200 | 100 | 200 |
| 生活文化科        | 50  | 150 | 50  | 100 | 50  | 100 | 50  | 100 | 50  | 100 |
| 初等教育科        | 150 | 300 | 150 | 300 | 150 | 300 | 150 | 300 | 150 | 300 |
| 英語コミュニケーション科 | 40  | 90  | 40  | 80  | 40  | 80  | 40  | 80  | 40  | 80  |

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。  
ただし、別府大学短期大学部商経科、生活文化科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該科に在学する者が、当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成13年度から平成16年度までの入学定員、収容定員については、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

| 年度<br>学 科 | 平成13年度 |      | 平成14年度 |      | 平成15年度 |      | 平成16年度 |      |
|-----------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
|           | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 |
| 経営情報文化科   | 130    | 270  | 120    | 250  | 110    | 230  | 100    | 210  |

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。  
ただし、別府大学短期大学部経営情報文化科、英語コミュニケーション科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該科に在学する者が、当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- この学則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成18年1月1日から施行し、第34条の規定は平成18年1月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 栄養士養成施設の食物栄養科の学級数は2学級とし、介護福祉士養成施設の専攻科福祉専攻の学級数は1学級とする。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。  
(講師に関する経過規定)  
第46条及び第48条の規定にかかわらず、現に講師の職務にある者が在職するまでの間、職としての講師を置くものとする。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。  
2. 別府大学短期大学部地域総合科学科は、平成26年度より学生の募集を停止する。なお、平成26年度の収容定員については、学則第3条第1項の規定にかかわらず、80人とする。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表については、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表については、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。  
2. 第42条（休学期間中の授業料等）並びに別表第1の「地域社会フィールドワーク演習」、「世界農業遺産体験学習」及び「大学史と別府大学」の科目の追加については、学則の施行日前に在籍する者にも適用する。  
3. 別府大学短期大学部保育科は、平成29年度入学生から学生の募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。なお、同科の平成29年度の収容定員については、学則第3条第1項の規定にかかわらず、60人とする。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

## 2. 専門科目

## (1) 食物栄養科

| 授 業 科 目  |              | 単 位 数 |     | 備 考               |
|----------|--------------|-------|-----|-------------------|
|          |              | 必 修   | 選 択 |                   |
| 社会生活と健康  | 社会福祉概論       |       | 2   | 卒業要件単位数<br>54単位以上 |
|          | 健康管理概論       |       | 1   |                   |
|          | 栄養情報処理       |       | 1   |                   |
|          | 公衆衛生学概論      |       | 2   |                   |
| 人体の構造と機能 | 解剖生理学        |       | 2   |                   |
|          | 解剖生理学実験      |       | 1   |                   |
|          | 生化学          |       | 2   |                   |
|          | 生化学実験        |       | 1   |                   |
|          | 運動生理学        |       | 2   |                   |
|          | 医学概論・臨床医学入門  |       | 2   |                   |
| 食品と衛生    | 食生活論         |       | 1   |                   |
|          | 食品学          | 2     |     |                   |
|          | 食の安全と鑑別      |       | 2   |                   |
|          | 食品加工学        |       | 2   |                   |
|          | 食品加工学実習      |       | 1   |                   |
|          | 食品衛生学        |       | 2   |                   |
|          | 食品衛生学実験      |       | 1   |                   |
| 栄養と健康    | 基礎栄養学        | 2     |     |                   |
|          | 基礎栄養学実験      |       | 1   |                   |
|          | 臨床栄養学総論      | 2     |     |                   |
|          | 臨床栄養学各論      |       | 2   |                   |
|          | 応用栄養学        | 2     |     |                   |
|          | 臨床栄養学実習Ⅰ     |       | 1   |                   |
|          | 臨床栄養学実習Ⅱ     |       | 1   |                   |
|          | 臨床介護栄養実習     |       | 1   |                   |
| 栄養の指導    | 栄養教育論        | 2     |     |                   |
|          | 栄養教育論実習      |       | 1   |                   |
|          | 栄養カウンセリング論   |       | 2   |                   |
|          | 栄養カウンセリング実習  |       | 1   |                   |
|          | 公衆栄養学総論      |       | 2   |                   |
| 給食の運営    | 給食計画論        |       | 2   | 学内実習<br>校外実習      |
|          | 給食実務論        |       | 2   |                   |
|          | 給食経営管理実習Ⅰ    |       | 1   |                   |
|          | 給食経営管理実習Ⅱ    |       | 1   |                   |
|          | 調理学          | 2     |     |                   |
|          | 基礎調理         | 1     |     |                   |
|          | 調理実習Ⅰ        | 1     |     |                   |
|          | 調理実習Ⅱ        | 1     |     |                   |
| 関連科目     | 調理実習Ⅲ        |       | 1   |                   |
|          | フードスペシャリスト論  |       | 2   |                   |
|          | フードコーディネーター論 |       | 2   |                   |
|          | フードマーケティング論  |       | 2   |                   |
|          | 生活経営         |       | 1   |                   |
|          | 被服学          |       | 1   |                   |
|          | 住生活学         |       | 1   |                   |
|          | 保育学          |       | 1   |                   |
|          | 情報機器論        |       | 2   |                   |
|          | 学校栄養指導論      |       | 2   |                   |